

原料費調整制度に基づく

平成30年9月のガス料金について

平成30年7月31日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成30年9月検針分に適用される単位料金を平成30年8月検針分に比べ1m³当たり1,12円(税込)上方に調整させていただきます。

月間のガスご使用量が39m³のご家庭では、平成30年8月検針分と比べて、1か月当たり43円(税込)の引上げとなります。

今回のガス料金の調整は平成30年4月～平成30年6月のLNG平均価格及びLPG平均価格(貿易統計値)により算定された平均原料価格が、前期(平成30年3月～平成30年5月)より上がったことによるものです。

また、平成30年9月検針分に適用する料金につきましては、広報上越9月1日号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ(検針票)」等でお知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局 総務課料金出納係

TEL 025-522-5518

<別紙>

料金表（平成30年9月）

- 一般契約料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）
平成30年8月に適用する調整単位料金と比較した場合1m³当たり1.12円（税込）の
引上げとなります。
なお、基準単位料金に対しては16.62円（税込）上方調整して料金を算定します。
また、基本料金は変わりません。

区分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0～25m ³	26～250m ³	251m ³ ～
基本料金 (円/月)	367.20	410.40	626.40
調整単位料金 9月 (円/m ³)	124.20	122.47	121.60
調整単位料金 (参考) 8月 (円/m ³)	123.08	121.35	120.48

【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金(原料費調整制度に基づく
単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金)
(上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます)

標準家庭における影響

1か月の ご使用量	平成30年9月 適用料金	平成30年8月 適用料金	増減額	増減率
39m ³	5,186円/月	5,143円/月	43円/月	0.83%

※ 当市におけるご家庭1件、一ヵ月当たり平均使用量39m³（45.0メガジュール/m³）に基づいて算出しています。

平均原料価格と調整単位料金の算定について

	平成30年4月～平成30年6月 (9月検針分に適用)	平成30年3月～平成30年5月 (8月検針分に適用)
平均原料価格※1	55,910円/ト	54,580円/ト

基準平均原料価格※2	35,090円/ト
------------	-----------

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.9771＋LPG平均価格×0.0474

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定（平成28年6月から8月までのLNG平均価格34,120円×0.9771＋平成28年6月から8月までのLPG平均価格36,970円×0.0474）

◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned} \text{LNG平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（平成30年4月～平成30年6月貿易統計値）} \times 0.9771 \\ &= 54,420\text{円/ト} \times 0.9771 \\ &= 53,173.782\text{円/ト} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{LPG平均原料価格} &= \text{LPG平均価格（平成30年4月～平成30年6月貿易統計値）} \times 0.0474 \\ &= 57,780\text{円/ト} \times 0.0474 \\ &= 2,738.772\text{円/ト} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均原料価格} + \text{LPG平均原料価格} \\ &= 53,173.782\text{円/ト} + 2,738.772\text{円/ト} \\ &= 55,912.554\text{円/ト} \\ &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\ &= 55,910\text{円/ト} \end{aligned}$$

◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned} \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\ &= 55,910\text{円/ト} - 35,090\text{円/ト} \\ &= 20,820\text{円/ト} \\ &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\ &= 20,800\text{円/ト} \end{aligned}$$

◆ 調整単位料金（1m³あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned} \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + 0.074\text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times 1.08 \\ &= 105.85\text{円} + 0.074\text{円} \times 20,800\text{円} / 100\text{円} \times 1.08 \\ &= 105.85\text{円} + 16.62336\text{円} \\ &= 122.47336\text{円} \\ &\quad \downarrow \text{（小数点第3位以下切捨て）} \\ &= 122.47\text{円} \end{aligned}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³当たり0.07992円（0.074円に1.08を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、基準単位料金単価に対し、1m³当たり**16.62円（税込）**上方調整します。